寄附金収益	△ 188,745,688		
財務収益	△ 1,656,907		
雑益	△ 105,370,074		
臨時利益	△ 1,553,045	△ 9,003,215,160	
業務費用合計			29,340,085,392
Ⅱ　損益外減価償却相当額			360,370,159
Ⅲ　損益外減損損失相当額			9,855,462
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			47,446,560
Ⅴ　引当外賞与見積額			12,099,810
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△ 7,735,689,055
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		5,156,833	
政府出資等の機会費用		0	5,156,833
Ⅷ　行政サービス実施コスト			22,039,325,161

【注記事項】

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	２～36年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

企業年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により企業年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　出版物

移動平均法による低価法を採用しております。

⑵　貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

⑶　ヘッジ方針

将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について、取引全てが将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。